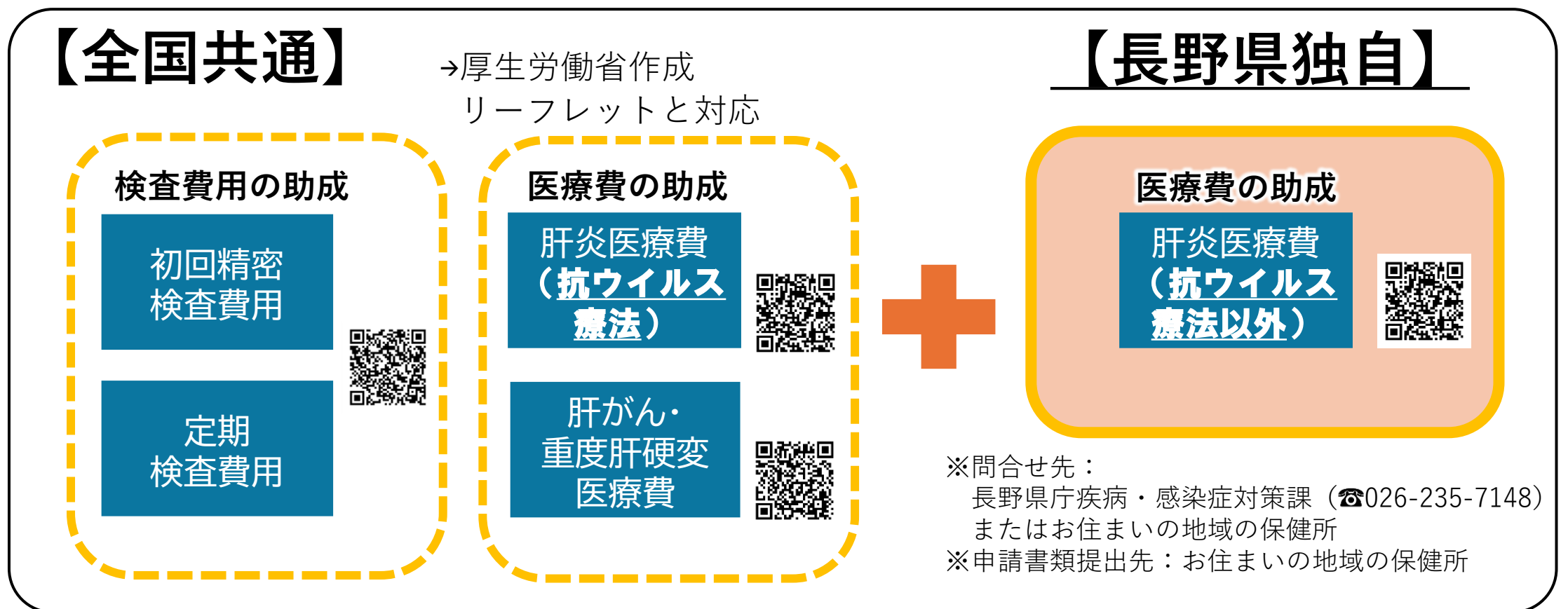


長野県には独自の 医療費助成があります

長野県は、全国共通の検査費用・医療費助成に加え、独自に「抗ウイルス療法以外の入院医療費」を助成しています。



肝炎医療費助成制度の比較

	全国共通事業 肝炎医療費 (抗ウイルス療法)	長野県独自事業 肝炎医療費 (抗ウイルス療法以外)	全国共通事業 肝がん・重度肝硬変医療費
対象医療 ^{注1}	<ul style="list-style-type: none"> インターフェロン治療 インターフェロンフリー治療 核酸アナログ製剤治療 	<ul style="list-style-type: none"> 抗ウイルス療法以外の入院医療^{注2} 	<ul style="list-style-type: none"> 肝がん及び重度肝硬変に係る入院医療 肝がんに係る通院医療（分子標的治療薬、肝動注化学療法、粒子線治療に係るものに限る）
所得要件	なし	なし	あり ^{注3}
自己負担額 (月額)	所得により 1万円または2万円	所得により 0～23,100円	1万円
その他	—	長野県独自事業のため、住民票が他県に異動となった場合は利用不可	過去2年以内に対象医療の高額療養費該当月が1か月以上ある場合に助成可能（2か月目の医療費から給付対象 ^{注4} ）
医療機関の指定	なし	なし	あり ^{注5}

注1 いずれの事業においても保険適用となっているものに限ります
 注2 フィブリノゲン製剤等の使用歴証明者は、**通院**も助成対象となります
 注3 **世帯年収が約370万円以下**の方が助成対象です
 注4 2か月目の医療費であっても、申請書提出前の医療費の場合は助成対象外です
 注5 指定医療機関以外の医療機関で受けた医療費は助成対象外です